杉並ピックルボール協会　規約

第１条＜名称＞　本会は、杉並ピックルボール協会と称する。

第２条＜所在＞　本会の事務所は、杉並区永福に置く。

第３条＜目的＞

１、本会は、区内ピックルボール競技を総括代表することにより、ピックルボールの健全な普及発展を図る。

２、ピックルボール競技を通して会員の健全な心身育成、及び健康増進に寄与貢献、相互の親睦をはかることを目的とする。

第４条＜活動＞　本協会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

１、区内におけるピックルボール競技会の開催及び管理

２、ピックルボール競技の講習会開催

３、その他、本協会の目的達成に必要な事業

第 5 条＜会員＞　本協会は、本協会の主旨に賛同し、所定の手続きを経た者が会員となることができる。

第６条＜退会＞　会員は代表に届け出て退会することができる。